# 令和5年第3回

おいらせ町議会定例会

決算特別委員会

会議録第2号

### おいらせ町議会 令和5年決算特別委員会記録

		F別委員会記録第2号
招集年月日	令和5年9月7日(木)	
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場	
開会	令和5年9月7日 午前10時00分	委員長宣告
閉 会	令和5年9月7日 午前11時41分	委員長宣告
	氏 名	氏 名
	小 向 幸 祐	大 浦 陽 子
	小笠原 伸 也	沢尾宏之
	柏 﨑 勉	佐々木 勝
出席議員	澤 上 訓	木 村 忠 一
	田中正一	日野口 和 子
	平 野 敏 彦	楢 山 忠
	川 口 弘 治	西館芳信
	吉村敏文	松林義光
欠 席 議 員		
	職名氏名	職名氏名
	町 長 成 田 隆	副 町 長 小 向 仁 生
	総務課長成田光寿	政策推進課長柏崎勝徳
	財政管財課長岡本啓一	まちづくり防災課長 田 中 淳 也
	税 務 課 長 久保田 優 治	町民課長松山公士
会議事件説明のため出	保健こども課長 鈴木政康	介護福祉課長澤頭則光
席した者の	農林水産課長西舘道幸	商工観光課長柏崎和紀
職氏名	地域整備課長 葉嶋 泰幸	会 計 管 理 者 小 向 正 志
	病院事務長田中貴重	教育委員会教育長 松 林 義 一
	学務課長福田輝雄	社会教育・体育課長 三 村 俊 介
	選挙管理委員会委員長 田 中 直 喜	選挙管理委員会事務局長成田光寿
	農業委員会会長松林勝智	農業委員会事務局長 西 舘 道 幸
	監 査 委 員 木 村 忠 一	監査委員事務局長 佐々木 拓 仁
職務のため出席した者の職氏名	事務局長佐々木拓仁	事務局次長木村英樹
	事務局主幹原本愁子	

1	1			
	1	認定第	1号	令和4年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について
	2	認定第	2号	令和4年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
				いて
	3	認定第	3 号	令和4年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定
				について
	4	認定第	4号	令和4年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
				ついて
	5	認定第	5号	令和4年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
				について
	6	認定第	6号	令和4年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	7	認定第	7号	令和4年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
				ついて
	8	認定第	8号	令和4年度おいらせ町病院事業会計決算認定について
<b>事                                    </b>				
事件題目				
	<b></b>			
	ļ			
I				

発言者	発言者の要旨
事務局長	おはようございます。
(佐々木拓仁君)	修礼を行いますので、ご起立願います。
	礼。
	ご着席ください。
楢山委員長	おはようございます。
	ただいまの出席委員数は16人です。
	定足数に達しておりますので、直ちに決算特別委員会を開きます。
	なお、柏崎堅一代表監査委員は、本日所用のため欠席の申し出がありまし
	たので、ご報告いたします。
	(開会時刻 午前10時00分)
楢山委員長 	昨日は、本委員会に付託されました認定第1号までの審査が終わっており
	ます。
	よって、本日は、認定第2号からの審査を行います。
	これより議事に入ります。
	認定第2号、令和4年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認
	定についてを議題といたします。
	当局の説明を求めます。
	会計管理者。
△ 計 签 研 孝	おはようございます。
会計管理者 (小向正志君)	それでは、認定第2号について、ご説明いたします。主要施策の成果15
(小阳正心石)	てれては、認定界2号について、こ説明いたしまり。主要肥泉の成来15 5ページをご覧ください。
	まず、決算規模でございます。第1表決算規模及び収支の推移をご覧くだ
	より、仏界が保てことでより。第1次仏界が保及び収入の推移をこ見てに
	るい。
	00円で、前年度比1.7%の減、また、歳出は22億5,007万5,00
	00円で、前年度比1.7%の減、また、減出は22億3,007万3,00 0円で、前年度比2.4%の減となっており、歳入歳出差引額は4,560
	万2,000円となっております。
	カ2,000円となっております。 次に、第2表歳入決算額の状況をご覧ください。

歳入の主なものは、3款県支出金が15億1,208万円、1款国民健康 保険税が5億221万3,000円、5款繰入金が2億2,670万2,0 00円となっております。

続きまして、156ページの第3表歳出決算額の状況をご覧ください。 歳出の主なものは、2款保険給付費が14億2,438万7,000円、 3款国民健康保険事業費納付金が6億9,410万円となっております。 以上で説明を終わります。

#### 楢山委員長

説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑は、決算書及び主要施策の成果の全般について行います。

決算書の12ページから34ページまで、主要施策の成果は155ページ から158ページまでとなります。

質疑、ありませんか。

平野委員。

#### 平野敏彦委員

おはようございます。

主要施策成果の157ページのところに、時効消滅5年というのが出ていまして、人数が108人、1,249万6,020円とあります。これは徴収に当たっては、税務課職員が当たっていると思うんですけれども、保険税のみならず、各滞納の、介護保険とか様々のがあると思うんですけれども、これら1本にして徴収に当たっていると思うんで、優先順位からいったら、税務課は町民税を先にとって、次に国保に充当するとか、そういう方法にしてとっているんではないかと私は思うんで、それで国保の徴収率がはかばかしくなくて、5年たてば消滅するわけですから、本来はこの辺は優先順位と、それから5年の消滅期間を考慮したときに、優先順位というのが、逆に5年たたないうちにとろうという体制があるのか。この辺をお聞かせいただきたいと思います。

楢山委員長

税務課長。

#### 税務課長

それでは、平野委員にお答えします。

(久保田優治君)

国保税と他の保険料等もあるんですけども、住民税との優先順位ということですけども、基本は4税かなとは思っていますけども、4税といっても、住民税・固定資産税、それから国保税も税ですんで、優先順位としては、本来は並行するものかなと思っていますんで、その状況によって払っていない

と言うんですかね。悪質と言えばいいんですかね。難しい表現にはなるんですけども、過去の事例とかその人の状況を見て、これは住民税をとったほうがいいとか、国保税から納めてもらうとか、そういう順位はその人で違うとは思うんです。基本は住民税かなとは思いながらも、やっぱり国保を優先している方もいることは間違いないと思います。

あと、それから、時効消滅にはならないように、執行停止等の制度も活用 しながら、状況を踏まえて対応しているというところで、以上です。

楢山委員長

平野委員。

平野敏彦委員

分かりました。

これ108人の人数の中には、例えば町民税・固定資産税、これら重複しているのが相当あるんではないかと思うんですけど、これら108人は、他の税とも絡めて滞納が108人全部あるのか。どのぐらいあるのか。ここを確認しておきたいと思います。

それから、執行停止等によって年限が伸びるわけですけれども、執行停止 にするにしても、他の税との関わりもあって、停止しても結果は同じだった というのであれば、やはり内容をもっと検討すべきではないかと。

私、ちらっと聞いたら、滞納している人については、情報をお互いに交換し合っている人もいると。5年たてばなくなるから、何年だっけ。4年たった。あと1年たてば、消えてしまうよという情報の交換をしている方もいるし、やっぱり行政側としても、それに対応するようないろんな手だてというのも講ずるべきだと思うんですけれども、高齢者で一生懸命払っている人もいるわけですよ。大変だということで、実はそういう人方もいる。年齢的に若い人で、子どもがありながらも、国保税滞納しているというケースもありますんで、この辺の中身をもう1回、説明いただきたいと思います。

楢山委員長

税務課長。

税務課長

(久保田優治君)

それでは1点目、まず108人の中に、他の税等の重複者が全員かという部分でいくと全員ではなく、限りなく重複している場合もあるんですが、必ずしも全員ではないという捉え方で、国保税だけの人もいるかと思っていますけども、中には住民税は非課税でとかというのもあり得るので、国保は完全非課税というのはなかなかないとは思うんで、そういった場合もあるんで、必ずしも全員ではないという、私は認識しております。

2つ目の執行停止がかかる人、執行停止3年継続すると、その後残り3年で時効と、またさらに復活する場合もあるんですけども、滞納者同士の情報交換をして、悪質なケースで逃げ切るといった情報交換はしてほしくないなと思いますけど、しているかもしれないという疑いはあるかもしれませんけども、うちでそういう認識しているということはありませんので、高齢者の方初め、ちゃんと真面目に納めていただいている方がいるということで、こまめに毎月、毎週納税相談、日にちを設けてやっていますんで、そういう中でやってもらうと。相談等途切れた方とかについては、定期的に臨戸訪問を行うなど、夜間電話催告とかもしていますんで、なるべく逃げ切るという表現はまずいとは思うんですけども、時効にさせないようには頑張ってはいるんですが、どうしても現年優先で納めてもらっているところもあるんで、滞納繰越分については、しようがないと。ただ、新しい滞納を生まないように、現年優先で最近は納めてもらうようには、相談があればそうしているという例はあるんで、不能欠損も過去の分については、致し方ないところがあるのかなというところはご理解いただければと思います。

以上です。

楢山委員長

平野委員。

平野敏彦委員

事情はよく理解できますけれども、実際に県の滞納整理組合にどのぐらい、件数的にいけば、108人いるわけですけれども、滞納整理組合に、今まで、これが不能欠損を落とす前の、滞納者の、県の滞納整理組合に委託する件数とか人数、パーセントがどのぐらいになっているか、お知らせいただきたいと思います、

楢山委員長

税務課長。

税務課長

(久保田優治君)

県の滞納整理組合と申しますか、今名前が変わって県滞納整理機構ということで、県の総合事務組合の中にあるんですけども、国保だけの分は今、手元にはないんですが、全体として件数は、前年度でいくと150件弱ぐらい大体頼んでいまして、国保は過半数以上、50%以上の割合で、多分お願いしていることになっているかと思っています。

金額は、正確なところはちょっと出せません。今は手元になくて、申し訳 ありません。

以上です。

楢山委員長

西館委員。

西館芳信委員

決算書の33ページですね。歳出の8款、ここの一番下に、直営診療施設勘定繰出金ということで、4, 319万1, 000円が計上されております。結構な額です。これは最終的には、これを受けるところは、国保おいらせ病院と下田の診療所も入るんですか。

そこと、それから、最終的にどういう使途に使われますか。お願いします。

楢山委員長

町民課長。

町民課長

それでは、西館委員の質問にお答えいたします。

(松山公士君)

先ほどの33ページの直営診療施設勘定繰出金4,319万1,000円でございますが、まず15ページに、歳入として1目で保険給付費等交付金の中の特別交付金の中の2番目の特別調整交付金(市町村分)で、おいらせ病院の医療機器等の部分で、この特別調整交付金の申請をしたところ、まずは電子カルテシステム導入、継続費等出ていたと思うんですけども、その導入費用を、この特別調整交付金の対象になるということで申請したところ、上限である4,000万円ですね。3分の1補助なんですけども、4,000万円がここに入っております。それ以外にも、直営診療施設整備事業ということで、先ほどのシステム同様、ホルムアルデヒド滅菌装置というものの補助分というか、その分も275万円ほど入っております。それをこの歳出の繰出金のところで、国保おいらせ病院会計に繰り出しているというものでございまして、下田診療所さんは入っておりません。国保の診療施設の部分で入っております。

以上です。

楢山委員長

西館委員。

西館芳信委員

分かりました。おいらせ病院だけということで、今回のカルテへのお金がもらえたんだということですけど、今までこの直営診療云々という言葉も、あまり聞きませんでしたし、何のことかなと思ってみたら、国保事業をそれなりに展開することとか、その中に包括ケアシステム等の充実とか、そういう目的のために使われるというニュアンスがありまして、公の施設であるおいらせ病院が受けるのは当然だと思うんだけれど、今、実際にどういうのに

充てられているのかというのを聞きたかったです。

思えば、町立百石病院、四半世紀前ですけれど、当時の三村申吾町長がいきいき館を建てて、そして包括ケアシステムということで、もう全県にアピールしたのが記憶にあります。私たちの意識も、包括ケアシステム等では、もうここは先駆けた施設なんだな。先駆けた地域なんだということを誇りにしていたわけですけれど、そういう面には、特にこのお金は直接結びつかないと、今結論は分かりましたけれど、今でも私どもの町の包括ケアシステムにつきましては、いかがでしょうか。ほかの施設だとか、ほかの自治体と比べて、それなりの期待された成果を上げていると考えているのか。病院でもいいですし、財政的なほうからでもいいですし、お答えいただければと思います。

楢山委員長

病院事務長。

病院事務長 (田中貴重君)

それでは、包括システムのお話が出ましたので、病院から答えられる範囲 でお答えしたいと思っております。

まず、包括システムについては、当病院といたしましては、包括ケア病床 を活用して、中核病院、例えば八戸市立病院とかから、急性期の患者を受け 入れて、在宅復帰へ向けた支援を行っております。

現在、町内のかかりつけ医とか、そういう機能を持った在宅患者や介護施設で療養している入居者、地域の診療所に通院中の患者、あとは急遽悪くなった患者を受け入れるなど、そういう形で、地域包括ケアシステムを連携しながら行っているということで、他病院だったりとか、あとは町内の各施設と連携して行っているということで、今、国が地域包括ケアシステムを強力に推進しておりますので、病院もそれにならって行っているという現状であります。

以上です。

楢山委員長

西館委員。

西館芳信委員

ほかの病院もというか、全地域、国の呼びかけでもって、そういう方向に向いているということで、私、やっぱり包括ケアシステムということでしたので、その連絡性というか連結性がちゃんと期待どおり保たれているのかなという思いで質問しましたけれど、今、課長の話ですと、そこをちゃんと答えてくださいましたので納得いたしました。ありがとうございます。

楢山委員長

ほかにございませんか。

(委員席)

\*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長

なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(委員席)

\*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異 議ありませんか。

(委員席)

\*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長

異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。

次に、認定第3号、令和4年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入 歳出決算認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

会計管理者 (小向正志君)

それでは、認定第3号について、ご説明いたします。主要施策の成果、1 59ページをご覧ください。

まず、決算規模でございます。第1表決算規模及び収支の推移をご覧くだ さい。

右端に記載の令和4年度決算額ですが、歳入は1,548万8,000円で、前年度比19.6%の減、また、歳出は1,504万9,000円で、前年度比19.1%の減となっており、歳入歳出差引額は43万9,000円となっております。

次に、第2表歳入決算額の状況をご覧ください。

歳入の主なものは、5款諸収入が1,321万6,000円、3款繰入金が154万9,000円となっております。

続きまして、160ページの第4表歳出決算額の状況をご覧ください。 歳出の主なものは、1款事業費が1, 504万9, 000円となっており ます。

以上で説明を終わります。

#### 楢山委員長

説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑は、決算書及び主要施策の成果の全般について行います。

決算書の40ページから44ページまで、主要施策の成果は159ページ から160ページまでとなります。

質疑、ありませんか。

平野委員。

#### 平野敏彦委員

2点お伺いいたします。

主要施策の成果のところの159ページ、歳入決算額の状況で、昨年より収入が、歳出で19.1%、歳入で19.6%の減となっていますが、内容を見ますと、寄附金が減って、件数が、決算額で4万6,000円が3万1,000円と、減っています。そうすると、寄附金はこれからもあまり増えてこないのかなという、どういう見通しを立てているのか。

それから、3表のところの4年度の収納率が80.5%になっていますけども、これは回収が決算の時点では80.5%だけれども、これからいろいろ働きかけをして、解消できるという見込みなのか。

この2点お伺いします。

#### 楢山委員長

学務課長。

#### 学務課長

お答えいたします。

(福田輝雄君)

まず、最初の令和3年度・4年度の部分での、例えば歳入の決算額が40 0万円ほど減となっております。

この要因につきましては、令和3年度まで繰上償還、または一括償還等をする方々が数人いらっしゃいましたけども、コロナ禍という部分があったのか、昨年度につきましては1名しかいなかったということで、そこの分が減っているものとなっております。

また、寄附者の部分になりますけども、現在というかここ数年、寄附につきましては、固定の団体2団体、あと、ふるさと応援給付金か。ふるさと納税ですね。そちらの目的で、奨学基金という形でいただいていたものが、寄附歳入という形で基金に組み入れている形になっておりますので、委員がお話しの寄附者、一般の直接の寄附者というのは、この2団体以外ほぼ近年は

ない形になっておりますので、金額的には少なくなっている形になります。 あと、収納状況になりますけども、実はコロナ禍において、離職または生活環境の変化等によって、現年の部分で償還が遅れている方々が数名いらっしゃいます。奨学金の納付につきましては、年間で償還金額が決まってきますので、例えば現年で遅れる形で、実際の計画した金額よりも少ない金額で納められた方につきましては、翌年度もそこに充当していく形になりますの

委員ご心配の収納の部分については、そのまま残ることなく、その方々と 返済計画を、新たに確認をしながら進めておりますので、時間はかかります けども、完納に進んでいるということで、ご理解いただければと思います。 以上です。

で、現年はどうしても徴収率が落ちてくるという形になっております。

楢山委員長

平野委員。

平野敏彦委員

内容については分かりました。繰上償還があったのは、コロナ禍で対象者が減ったということ。それから、この寄附金については、特定の2団体以外に望めないんではないかということですけれども、私はもう少しPRをして、奨学金制度のPRをして、高校生とか、次の段階に進めるような条件整備をして、例えば大学でなくても、専門学校とかそういう部分、結構今ありますから、そういうものに対しても、奨学金使えますよということでPRをして、門戸を開放したほうがいいんではないかなという思いがあります。

それから、収納については、コロナの影響もあって、いろんな個人的に全てが同じ条件で働いているわけではないものですから、なるほどなと思います。実際に、私は強制して徴収しなくても、その趣旨をちゃんと理解させておけば、少なくとも私は納付してくれるんではないかという思いがありますが、滞納者に対するそういう取り組みというのがあったら、お聞かせいただきたいと思います。

楢山委員長

学務課長。

学務課長 (福田輝雄君)

それでは、まず最初の寄附金の周知につきましては、募集のときに、広報 で募集をしているわけですので、そこの記事の中に寄附金の募集も記事とし て今後入れて、周知していきたいなと思いました。

あと、対象者になるんですけども、平野委員ご指摘の短大生とか高校生も、 少人数ですけども、募集のときに高校は2名程度、短大は5名程度、大学生 は10名程度という形で募集人員を定めておりますので、大学生だけの奨学 金貸与ではなくて、短大・高校もあるということで、ご承知いただければな と思います。

最後ですけども、収納対策の部分につきましては、督促を出したときに、連絡いただけるようにということでお話をしていますけども、それで連絡がない場合には、こちらから連絡、または3カ月以上連絡がない場合につきましては、本人だけではなくて、保証人という形で立てていただいていますので、保証人の方にも通知、または連絡するという対応をしています。現在、遅れている方々につきましては、定期的に連絡をとりながら、現在の収入状況、あと生活状況を確認した上で、約束の金額納付できますかとか、またはその状況によって、少しボーナスまで待っていただきたいという形であれば、その都度対応をしているところでありますので、この奨学金のものにつきましては、無利子という形になっていますので、延滞金または督促をいたしますけども、督促手数料等はいただいていない形になっておりますので、そういう部分で配慮しているということで、ご理解いただければと思います。

以上です。

楢山委員長

いいですか。

ほかにございませんか。

(委員席)

\*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長

なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(委員席)

\*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異 議ありませんか。

(委員席)

\*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長

異議なしと認めます。

よって、認定第3号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。

次に、認定第4号、令和4年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

## 会計管理者 (小向正志君)

それでは、認定第4号について、ご説明いたします。主要施策の成果16 1ページをご覧ください。

まず、決算規模でございます。第1表決算規模及び収支の推移をご覧ください。

右端に記載の令和4年度決算額ですが、歳入は10億2,837万6,000円で、前年度比0.7%の減、また、歳出は10億2,159万9,00円で、前年度比0.1%の減となっております。歳入歳出差引額は677万7,000円となっております。

次に、第2表歳入決算額の状況をご覧ください。

歳入の主なものは、4款繰入金が6億2,071万7,000円、7款町 債が2億3,500万円、2款使用料及び手数料が1億5,362万2,0 00円となっております。

続きまして、162ページの第5表歳出決算額の状況をご覧ください。 歳出の主なものは、3款公債費が7億1,567万円、1款総務費が2億 1,744万1,000円、2款事業費が8,699万8,000円となっております。

以上で説明を終わります。

#### 楢山委員長

説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑は、決算書及び主要施策の成果の全般について行います。

決算書の50ページから60ページまで、主要施策の成果は161ページ から164ページまでとなります。

質疑、ありませんか。

西館委員。

#### 西館芳信委員

50ページ、決算書の歳入、一番最初に、今、会計管理者からの話ありましたけれど、繰入金6億3,000万円と、10億円規模の予算・決算の中で、6億円を超える繰入金というのを見ますと、何か桁が1つ違うんではないかと。いかに、この下水道というのが、金がかかる事業かというのがよく分かります。

これと、一般会計から繰り出す際の、まず下水道に対する繰出基準という ものが、簡単に説明できるものであったら、ちょこっとお願いします。

それから、これはここ何年かというか、変わらない額、大体60%を超えるぐらいのパーセンテージでずっと推移してきておりますが、その基準推移、それから、もしこれ六億なんぼの、国からの交付税もこれだけ入っているんだよというのを、大体、恐らく数字ではなんぼ、なんぼというのはないかと思いますけれど、これぐらいは交付税で賄われているんだよという、勘でも何でもいいですから、そういうのがありましたら、ちょこっと教えていただければと思います。

楢山委員長

財政管財課長。

財政管財課長

お答えします。

(岡本啓一君)

一般会計から特別会計繰出金についてでございます。

委員ご指摘の繰出基準、下水道事業に対する繰出基準というのは、それぞれあるんですけども、現状、歳入・歳出を合わせるための繰り出しを行っている。歳入不足への繰り出しを行っていることから、具体的な繰出基準、これこれについていくら、これこれについていくらという計算は、実態としては行っていない実情にあります。

あともう1つ、交付税措置についてでございます。一般会計から6億円余りの繰り出しを行っているわけなんですけども、普通交付税の措置がありまして、一般会計の地方交付税として措置される金額は、下水道事業に対するものとして、およそ3億円措置されているところでございます。

以上です。

楢山委員長

地域整備課長。

地域整備課長 (桒嶋泰幸君)

それでは、繰出金の今後の推移ということについて、お答えいたします。 今年度の決算、令和4年度の決算は6億2,071万7,000円という ことになっております。当課で、今後10年程度シミュレーションしている ところですが、そのシミュレーションですと、現時点ですと、トータル的に は減少傾向になっていくと。具体で言いますと、令和5年度のシミュレーション結果としますと、5億5,000万程度ということになっております。

ただし、公共下水道については、今後管等の更新の時期に入ってきますので、そういったもので、更新事業等増えてきた場合は、またこのシミュレー

ション結果も変わってくるのかなというところで考えております。

以上です。

楢山委員長 西館委員、オーケーですか。

西館芳信委員 はい。

ほかにございませんか。 楢山委員長

> (委員席) \*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長 なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(委員席) \*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異

議ありませんか。

(委員席) \*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長 異議なしと認めます。

> よって、認定第4号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告 することに決しました。

> 次に、認定第5号、令和4年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

それでは、認定第5号について、ご説明いたします。主要施策の成果16 会計管理者 (小向正志君)

5ページをご覧ください。

まず、決算規模でございます。第1表決算規模及び収支の推移をご覧くだ さい。

右端に記載の令和4年度決算額ですが、歳入は2億5,532万9,00 0円で、前年度比87.0%の増、また、歳出は2億5,156万4,00 0円で、前年度比88.2%の増となっており、歳入歳出差引額は376万

【青森県上北郡おいらせ町議会】

5,000円となっております。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源280万2,000円を差し引いた実質収支額は96万3,000円となります。次に、第2表歳入決算額の状況をご覧ください。

歳入の主なものは、9款町債が8,820万円、6款繰入金が7,263 万2,000円、3款国庫支出金が5,925万円となっております。

続きまして、166ページの第4表歳出決算額の状況をご覧ください。

歳出の主なものは、2款事業費が1億2,275万5,000円、3款公債費が7,684万9,000円、1款総務費が5,196万円となっております。

以上で説明を終わります。

#### 楢山委員長

説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑は、決算書及び主要施策の成果の全般について行います。

決算書の66ページから74ページまで、主要施策の成果は165ページ から167ページまでとなります。

質疑、ありませんか。

西館委員。

#### 西館芳信委員

決算書62ページでもいいですよね。決算書の66ページからと、今。

#### 楢山委員長

66ページから74ページまで。

#### 西館芳信委員

62からでいいんだよね。66と今、聞こえたからね。

62ページの歳入の下を見れば、公共下水道と比較して、1億円前後での、 10分の1での農集排水等が事業展開されていると、妥当なのかなとも思い ます。

ただ、この事業のあり方というか、それを1つ。まず最初の質問は、公共 下水道であれば、台所だとか風呂だとか、そういうのは普通に接続させると。 ただ、その敷地内のものについては、ますを使って浸透させてやるとか、あ るいは、余裕のあるところは側溝処理なんかもさせるということ、それは下 水にはつながせませんよということ、敷地内のやつは。

ところが、農集排水だと、当然農家が多いわけですから、敷地なんかがものすごい多くなると。そうすれば、その敷地でバーッと、面積ごとに換算して、受益者負担ということになれば、収入が増えるから、どんどんやってくださいということになるのかな。それとも、駄目ですということになるのか。

敷地内、畑、そこはまずどうなりますか。ひとつお願いします。

楢山委員長

地域整備課長。

地域整備課長

お答えします。

(桒嶋泰幸君)

当町では、汚水処理の方法として公共下水道、あと農業集落排水処理施設による下水の処理と、あともう1つ、合併浄化槽による処理ということで、それぞれ大きく3つの方法があります。

公共下水道、流末は馬淵川流域下水道の処理施設になります。農業集落排水施設は、北部の古間木山地区の処理施設になるわけですけども、基本的にその処理施設に放流する下水としましては、今、委員のご指摘のとおり、台所とかお風呂とかトイレということになります。

公共・農排とも、農地の水は処理施設に放流することはできないということになっております。

以上です。

楢山委員長

西館委員。

西館芳信委員

農集排水施設であっても、基本的には雑排水は除いた雨水等は駄目だよという考え方と。なるほど、ちょっと意外でしたけれど。

農排水施設のあり方としまして、以前一般質問に取り上げた際、ちょこっと見たら、耐用年数だとか、それから施設そのものの公共下水道に比べた際の脆弱性、それからここではもう飽和状態で使われていると。もうこれ以上、新しく使える人はないよというぐらい使われているということ。そういうことを考えれば、果たして、このまま、あと何年こういう状態で使っていけるのかなと。そろそろオーバーホールなり、あるいは全面的な公共下水道への転換ということを考える時期ではないだろうかなと、私なりには思うんですけれど、その辺の見通しについて、担当者、そして町長、どう考えていらっしゃいますか。お願いします。

楢山委員長

地域整備課長。

地域整備課長

お答えいたします。

(桒嶋泰幸君)

農業集落排水施設につきましては、昨年度、今年度一部繰り越しておりますが、処理施設の機能強化対策事業ということで、施設内の老朽化した設備

等について、更新いたしました。ですから、今後その施設、一般的な耐用年数的なものとすると15年ということになりますので、短期的、また中期的には引き続き現在の3,250人という処理人口を、今100%なんですけれども、引き続きそれをやりながら、その区域からあふれた方々については、先ほど答弁させていただきました合併浄化槽ということで、推進していこうということで、短期、中期的には、そういった形で対応したいと考えております。

ただ、委員おっしゃるとおり、今後当町に限らず、全国的に人口減少とかそういったものになると、放流量自体が減少していくんだろうと。そうした中で、当町以外、目を広範囲に広げた場合に、三沢市とか、あと馬淵川、そういった公共下水道との集約と申しますかが、今後検討課題として挙げられます。

そうした中で、今、県では、県が主体的にそうした長期的な下水道の、農業集落排水も含めたあり方ということで、ここ数年、着手しておりますが、 当町につきましては、その検討時期がまだまだ先という状況になっております。

以上です。

楢山委員長

西館委員、いいですか。ほかにございませんか。

(委員席)

\*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長

なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(委員席)

\*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異 議ありませんか。

(委員席)

\*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長

異議なしと認めます。

よって、認定第5号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。

次に、認定第6号、令和4年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算 認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

## 会計管理者 (小向正志君)

それでは、認定第6号について、ご説明いたします。主要施策の成果16 8ページをご覧ください。

まず、決算規模でございます。第1表決算規模及び収支の推移をご覧ください。

右端に記載の令和4年度決算額ですが、歳入は23億9,187万6,0 00円で、前年度比1.6%の増。一方、歳出は22億3,694万8,0 00円で、前年度比0.1%の減となっており、歳入歳出差引額は1億5, 492万8,000円となっております。

次に、第2表歳入決算額の状況をご覧ください。

歳入の主なものは、4款支払基金交付金が5億4,870万円、1款保険料が5億1,069万5,000円、3款国庫支出金が4億9,155万2,000円となっております。

続きまして、169ページの第3表歳出決算額の状況をご覧ください。 歳出の主なものは、2款保険給付費が19億3, 168万円、1款総務費 が1億5, 581万1, 000円となっております。

以上で説明を終わります。

#### 楢山委員長

説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑は、決算書及び主要施策の成果の全般について行います。

決算書の80ページから108ページまで、主要施策の成果は168ページから172ページまでとなります。

質疑、ありませんか。

西館委員。

#### 西館芳信委員

決算書の99ページの歳出、3款中ほどに、訪問型・通所型サービス給付費3,357万円、計上されていました。

これを直接ということではなくて、訪問型の介護につきまして、3日の『東 奥日報』だったか、県内での社会福祉協議会ほとんどが、この訪問型の介護 について、休止しているような状態だということで、8カ所がもうやめた、 やめるよという記事を見ました。 私どもからすれば、この訪問型の介護というのは、一番の基本でもって、 家まで来てくれる。こっちが行く。ここは通所もありますけれど、通所より も、私としてはこの訪問というのはなんてありがたいものだと捉えておると ころです。

結論は、私どもの社会福祉協議会なり、町でももしやっている部分があったら、これはこのままやっていけますかという簡単な、端的な質問です。お願いします。

楢山委員長

介護福祉課長。

介護福祉課長

ただいまの委員の質問にお答えいたします。

(澤頭則光君)

訪問介護サービス、要はヘルパーの派遣サービスの今の状態、それから今 後の状況ということと思って聞いておりました。

確かに、社会福祉協議会の訪問介護サービス、ヘルパーの派遣サービスは、 数年前に事業を廃止しております。ただ、現在町内には訪問介護サービスを 実施しているところが、老健しもださんとか、ほかにもある状況です。

それから、サービスの提供については、近隣市町村のホームへルプサービスを使うことも可能となっておりますので、今後のサービスについては、支障がないという状況になっております。

以上になります。

楢山委員長

西館委員。

西館芳信委員

私どもの社協がやめたというの、恥ずかしながら、今初めて聞きました。 でもしようがないよということなんですが、この訪問型も結構パッと見た ら、4つか5つぐらい種類がありますよね。これは満遍なく満たせる状況で すか。

楢山委員長

介護福祉課長。

介護福祉課長

ただいまの質問にお答えいたします。

(澤頭則光君)

何種類もというのは、どう言ったらいいのか分かりませんが、例えば家事型とか介護型とか24時間やっているとかと解したらいいのかなと思っております。

細かいところは、把握していない部分もありますが、今現在、町民に対す

るニーズに対して全て満たしていると、供給はできているという状況ではあ

ると思っております。

以上になります。

楢山委員長いいですか。

(委員席)

ほかにございませんか。ありませんか。

. . . . . . . . .

し知はよよ

\*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長 なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(委員席) \*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異

議ありませんか。

(委員席) \*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第6号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。

次に、認定第7号、令和4年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

会計管理者 それでは、認定第7号について、ご説明いたします。主要施策の成果17 (小向正志君) 3ページをご覧ください。

まず、決算規模でございます。第1表決算規模及び収支の推移をご覧ください。

右端に記載の令和4年度決算額ですが、歳入は2億5,670万3,000円で、前年度比6.9%の増、また、歳出は2億5,045万5,000円で、前年度比8.2%の増となっており、歳入歳出差引額は624万8,000円となっております。

次に、第2表歳入決算額の状況をご覧ください。

【青森県上北郡おいらせ町議会】

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料が1億7,308万4,0 00円、3款繰入金が7,456万2,000円となっております。

続きまして、第3表歳出決算額の状況をご覧ください。

歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金が2億4,821 万円、1款総務費が202万5,000円となっております。

以上で説明を終わります。

楢山委員長

説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑は、決算書及び主要施策の成果の全般について行います。

決算書の114ページから122ページまで、主要施策の成果は173ページから175ページまでとなります。

質疑、ありませんか。

平野委員。

平野敏彦委員

1点だけ。後期高齢者は、私も対象になって年金から引かれるんですけど、 不能欠損が出てきているというのは、175ページはどういう要因で出てき たのか。お知らせいただきたいと思います。

楢山委員長

税務課長。

税務課長

平野委員にお答えします。

(久保田優治君)

主要施策の175ページの不能欠損の部分なんですが、時効消滅ですので、保険料でいきますと、2年の時効という形になりまして、普通徴収分ということで、年金からの特徴分ではないということで、ご理解いただければと思います。

以上です。

楢山委員長

ほかにございませんか。

平野委員。

平野敏彦委員

普通徴収と年金徴収と2通りあるということで、そうすると、この普通徴収というのは、例えばどういう方々、サラリーマンとかそういうので、年金を受給する。退職後の75歳になって、年金をもらっている。普通徴収の場合は、国民年金とか、そういう関係ですか。ちょっとそこを、普通徴収の年金の対象、名称ですか。そういうのを教えてください。

楢山委員長

税務課長。

税務課長

お答えします。

(久保田優治君)

普通徴収の部分は、基本的には社会保険とか国保から、75歳到達で移行になるときに、すぐには年金特徴できなくて、国保でも年金特徴していた人であっても、一旦後期になったときは、半年から1年ぐらい引ける状況を見て、普通徴収されるんで、一旦全員普通徴収です。途中から年金特徴になったり、あと所得状況とかに応じて、全て普通徴収になる方もいますし、年金特徴と半々とか、折半になる場合もある。ケース・バイ・ケースです。

以上です。

楢山委員長

平野委員。

平野敏彦委員

切り替え時の期間が1年ちょっとあるんだということで、そうすると、その期間の部分について、特徴になれば、普通徴収でなければ、年金から引くわけですから滞納はないと思いますけど、普通徴収、さっき課長が言った判断は、じゃあ、どういう形でするのか。普通徴収、特別徴収、これらの判断の基準というのは、もらっている年金の額でもないと思うんですけれども、社保、国保、いろんな部分での判定の仕方というのは、どういう形になるんですか。

楢山委員長

税務課長。

税務課長

それでは、お答えします。

(久保田優治君)

判定の基準というところなんですが、まず後期に入ったときは、最初に答 弁したとおり、半年から1年ぐらい、大抵の方は半年ぐらい年金から引かれ ないで、普通徴収で様子を見る感じでやっているかと思います。

あと、所得状況に応じてというところでいくと、まず介護保険が必ず年金 特徴されるのが原則で、先に年金特徴されまして、後期の保険料と合わせて、 もらっている年金額の受給の半分、5割に満たなければ引くんですけども、 それを超える場合は、普通徴収になるとかという一定のルールがあるし、所 得が高い方であれば、ほとんどが普通徴収に移行されるという方もおりま す。

以上です。

楢山委員長 ほかにございませんか。

(委員席) \*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長 なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論、ありませんか。

(委員席) \*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異

議ありませんか。

(委員席) \*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第7号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。

暫時休憩いたします。20分まで休憩いたします。

(休憩 午前11時02分)

楢山委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開 午前11時20分)

楢山委員長 次に、認定第8号、令和4年度おいらせ町病院事業会計決算認定について

を議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

会計管理者 それでは、認定第8号について、ご説明いたします。主要施策の成果17

(小向正志君) 6ページをご覧ください。

まず、決算規模でございます。第1表収益的収入及び支出の決算規模をご 覧ください。

右端に記載の令和4年度決算額ですが、事業収益は9億7,992万9,

【青森県上北郡おいらせ町議会】

000円で、前年度比1.1%の減。また、事業費用は9億3,564万9,000円で、前年度比1.7%の減となっており、差し引き4,428万円の純利益が生じております。

次に、第2表事業収益決算額の状況をご覧ください。

収入決算額は、1款医業収益が8億4,312万6,000円、2款医業 外収益が1億3,635万6,000円となっております。

続きまして、第3表事業費用決算額の状況をご覧ください。

支出決算額は、1款医業費用が8億9,387万5,000円、2款医業 外費用が4,177万4,000円となっております。

以上で説明を終わります。

楢山委員長

説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑は、決算書及び主要施策の成果の全般について行います。

決算書の124ページから153ページまで、主要施策の成果は176ページから177ページまでとなります。

質疑、ありませんか。

平野委員。

平野敏彦委員

主要施策の成果の176ページのところで、決算規模でいきますと、4,428万円が黒字となっております。経営も、コロナの影響で逆に収入、そういうのが安定して増えたのかなという思いがあります。

私ちょっと病院の基金が、一般会計で見たら、積立基金、積立金があるんですけれども、これはこの積立金の原資となるのは、純利益が出た4,428万円から、そちらにも回すのか。それとも、あるいは一般会計ベースでの積立金になるのか。そこのところをお聞かせいただきたいと思います。

楢山委員長

財政管財課長。

財政管財課長

お答えします。

(岡本啓一君)

一般会計の基金として、病院健全化基金というものがあります。残高は143万円余りということで、今、現状は利子の積み立てしかしてございません。

この基金は、以前おいらせ病院が百石病院として存在したころ、財政危機 に陥った折に、県の補助金だとか、あとは一般会計から病院へ繰り出すため の資金をプールしておくために造成された基金だと認識しております。 今、財政危機に陥っていないので、現在はこの基金は休止状態として、今 このまま存在しているといったような状況にございます。

以上です。

楢山委員長

平野委員。

平野敏彦委員

今、説明ですと、そうすると、今まで病院が過去、不良債務が発生して、 再建計画が立てられて、7年間の国の補助をいただいて、当時たしか14億 円あったと思うんですけれども、7億円の補助をいただいて、経営努力をし て、14億円の不良債務が解消した際に、病院の基金を一般会計で繰り出し をする用意として設定しているんだということですけれども、町長の公約の 中にもありますように、庁舎・病院の建築ということが掲げられています。

その基本となる原資というのは、そうすると、一般会計の繰り出しは、建設には充当されないわけですから、そういう意味では、将来的な建設に係る要因となるような金をどういう形で積み立てをするなり、建設に対応する手だてというのは、どういうことで捉えているのかお聞かせいただきたいと思います。

楢山委員長

財政管財課長。

財政管財課長 (岡本啓一君)

病院の建設費に対する一般会計からの繰出基準について、ご説明いたします。

総務省で定める病院事業会計に対する繰出基準として、病院の建設改良費 に係る経費の2分の1とか、あと病院の公債費、企業債償還金ですね。それ に対する2分の1というものが、それぞれ繰出基準として定められておりま す。

したがいまして、病院の、かかった経費に一般会計が繰り出す限り、国から普通交付税措置があるわけですから、現時点では基金を造成する必要はないと考えております。

以上です。

楢山委員長

平野委員、いいですか。 ほかにございませんか。 小向委員。

#### 小向幸祐委員

ちょっと確認でした。177ページ、2点ほど確認です。

まず1点目が、第8表の未収金の状況ということで、令和4年度年度末時 点の未収金額ということだと思うんですが、今年度に入って、今現状の回収 というかの状況ですね、それが1点と。

第9表として、業務の状況として、患者数、入院・外来があります。決算書だと146ページを見る限りだと、令和3年度に比べて入院収益が下がって、外来が増えているという形のようなんですが、ざっくり177ページの患者数で見る、おいらせ町民が多いかと思いますが、周辺の、例えば、八戸市川周辺からの利用者、周辺自治体からも利用者が結構多いものか。割合とかもし分かれば、その2点、確認させていただければと思います。よろしくお願いします。

楢山委員長

病院事務長。

病院事務長

それでは、お答えいたします。

(田中貴重君)

まず177ページ、第8表の未収金でございますけれども、令和4年、未収金1億4,700万円ほどあるんですが、実は、これ、病院は保険で入ってくるのが、2カ月遅れで入ってきます。なので、このとおり1億円だったり、何千万円だったりという未収金があって、その後に、保険事業組合とかそういうところから入ってくるので、ここの部分については随時入金になるということで、ご理解いただければなと思っております。2カ月遅れになります。

それと、おいらせ病院の利用状況、他地域からの利用状況でありますけども、おいらせ病院を利用されている方、大体81%、八戸市が15%、五戸が1%という形で、周辺は少ないですけども、ほぼ8割以上がおいらせ町の方だということでございます。

以上です。

楢山委員長

小向委員、いいですか。

川口委員。

川口弘治委員

コロナ関係のことでちょっとお聞きしたいんですが、診察がまだ発熱外来 という昨日の説明も聞いているんですが、5類相当になっても、従来どおり のインフルエンザ等で診察をしていただいた。過去にはそういう、病院に行 っても診察できる。ただ、まだそこのところは残る、当面。発熱外来指定、 おいらせ病院がそこの指定ということで、これもまだ、国からそうしなさい という、今後は見通しとかというのは、どうなるんでしょうか。お願いしま す。

楢山委員長

病院事務長。

病院事務長

川口委員の質問にお答えいたします。

(田中貴重君)

5月8日に、たしか8日だったと思いますけれど、2類から5類にレベルが下がって、それでも病院としては、感染力は弱まる、下がるものではないので、これまでどおり、病院としては、外の状況の中で、発熱外来を実施しております。

これから、新しい変異株だったりとか、場合によっては、新種のインフルエンザが発生した場合は、当然また2類になったりする可能性あると思いますけども、今現在は5類という形ですけども、感染力が変わらないということで、発熱外来を行っております。

ただ、令和2年2月の、たしか8日に、おいらせ病院が帰国者接触者外来 ということで、国からの指定を受けておりますけども、それが今、生きてい るかどうかという形になれば、確認はとれておりませんけども、引き続き発 熱外来を実施しているということで、ご理解いただければなと思っておりま す。

以上です。

楢山委員長

川口委員。

川口弘治委員

ありがとうございます。

あくまでも病院で今のところは判断して、そういう診察体系をとっている ということですね。

いろいろコロナも3年経過して、病院としてももちろん、世界中、日本国内でもコロナに対しての知識というのが、様々知見というのが出て、分かってきているかと思いますが、第2のまた、いろいろな動きがあるような話も聞く。株が変異株でどうのこうのと、またそういう情報もありますけど、これはそういう形にも、今のような形になっていくという印象なんでしょうか。もうインフルエンザと普通風邪と言われる、今まで従来の患者さん、そういう症状に対しての診察は、コロナはあくまでもずっと続けて、こういう感じでいかねばならないという、事務長さんの状況、いろいろな情報として

どう感じておられるかお願いします。

楢山委員長

病院事務長。

病院事務長

(田中貴重君)

先ほど私から答弁させていただきましたが、感染力が変わらないという答 弁をさせてもらいました。というのは、外部で、外でやっているのは、院内 の感染を広げないため、予防するためということがまず重要で、当然看護師・ 先生が感染することによって、医療体制が落ちるということになりますの で、そういうことも考えての対応でございます。

それと今、県・国からは、新興感染症対策という形で、新たなインフルエンザというか、感染力が高い、そういう病気が蔓延した場合にどうするかという形で、青森県では各病院に入院病床を設けなさいという、病床数に沿った数の割り当てをして、今それを確認しているということで、おいらせ病院も5床設けなさいということで今言われております。

なので、今は新型コロナということを、これからまたさらに感染力が強い ものが発生した場合に、どう対応するかという事前対策として、今、国・県 では、各病院に果たす役割をこうしてくださいということで、協議というか、 依頼があったところでございます。

以上です。

楢山委員長

いいですか。

ほかにございませんか。

(委員席)

\*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長

なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(委員席)

\*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

西館委員。

西館芳信委員

本案に賛成の立場から討論させてください。

私簿記だとか、それから公営企業会計疎い者なんですが、ここ3年以上の間、コロナ禍の中で、確かに国からは、その都度助成とかあったでしょうが、

今まで経験したことのないスピードとか体制そのものを要求されるという ことで、病院のやりくり、本当に大変だったと思います。

そういう中で、4,400万円余の黒字を生み出したということについては、本当に評価されるべきものだと思います。

そして、もう1つ、私、今の定例会に臨んで、ネットを見たら、面白い資料が出てきまして、それは病院事業会計ランキングということで、県下の自治体病院に、どれだけ一般会計から病院会計に繰り出しされているかという額のランキングです。

これがどの程度信憑性があるものかどうかは別として、これを見ますと、八戸が29.7億円と。むつ、青森、弘前と10億円以上がずっと来まして、平内だとか七戸5億円、4億円ずっと来まして、つがる市で4億円ですかね。ずっと来て、私どもおいらせ病院は1億6,000万円で23位なんです。23番目、多いほうから来まして、つまり23位なんだけれど、この1億6,000万円というのも、詳しいのは何も出ていませんけれど、その下を見ますと、23位から40位までの間は、事務組合だとか広域でやっているところ、東北町だとか六ヶ所だとか、横浜だとか、そういうところが9,800万円だとか7,600万円だとかと、そういう数字で出ていますので、実質、自治体病院を持たないところが32位あたりからずっと40位まで空白になりますので、そうすると、県下で一番少ない繰り出しの自治体だなとびっくりしたんですよ。うれしくて、皆さんに公表したいなと思って、あえて立たせていただきました。

ということで、病院の先生方、そして看護師の皆さん、職員の皆さん、そ して事務局の皆様、そして開設者町長のいろんな努力に感謝を申し上げて、 賛成の討論を終わります。

楢山委員長

ほかに討論ありますか。ありませんか。

(委員席)

\*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異 議ありませんか。

(委員席)

\*\*「なし」の声\*\*

楢山委員長

異議なしと認めます。

よって、認定第8号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告

することに決しました。

以上で、決算特別委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの8認定議案の審査は全て終了いたしました。

これで会議を閉じます。

一言お礼を申し上げます。

決算特別委員会に付託された認定議案の審査と議事進行につきましては、 委員各位のご協力によりまして、無事終えることができました。

心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前11時41分)

事務局長

(佐々木拓仁君)

修礼を行いますので、ご起立願います。

礼。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。	
令和 5 年12月 4 日	
令和 5 年12月 4 日	
令和 5 年 1 2 月 4 日 決算特別委員長 <u>楢</u> 山 忠	